

意図せずに捕獲された水産動物に関する報告について

意図せずに捕獲された水産資源保護法施行規則第1条第1項に規定された水産動物に関する報告については、次の各号に掲げる事項を記載したものとしなければならない。

- (1) 報告者の住所、氏名及び職業
- (2) 捕獲された種名及び個体数
- (3) 捕獲された日時及び区域（具体的な地点を記述）
- (4) 捕獲された状況（具体的に漁具・漁法等を含めて記述）
- (5) 捕獲した者の住所、氏名及び職業（報告者と同一人であればその旨記載し、省略することができる）
- (6) 捕獲された個体の処理の状況（埋葬、焼却等）

（注）学術標本として水産資源保護法施行規則第1条第1項による許可申請を行っている場合はその旨を記述する。